

富士宮市物品購入公募型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する物品購入を受注する能力及び意欲がある業者に十分な受注機会を与えることにより透明性、競争性及び公正性の確保を図るため、入札参加意欲のある業者の中から参加者を選定して行う物品購入の公募型指名競争入札（以下「公募型入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象物品購入)

第2条 公募型入札の対象となる物品購入は、予定価格が80万円を超えるものの中で、契約管理課長が選定するものとする。

(参加資格等)

第3条 公募型入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 市の物品入札参加資格者の認定を受けている者
- (3) 富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者
- (4) 発注する物品購入の内容を考慮して市長が別に定める条件を満たす者

(公表)

第4条 公募型入札により物品を購入しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、市のホームページ及び市役所4階契約管理課において公表するものとする。

- (1) 入札番号
- (2) 物品名
- (3) 納入場所
- (4) 納期
- (5) 物品の概要
- (6) 参加資格要件

- (7) 申込み手続等
- (8) 公募型入札参加申請書提出日時
- (9) その他市長が必要と認めた事項
(参加の申込み)

第5条 公募型入札に参加しようとする者は、市長が指定した期日までに富士宮市物品購入公募型指名競争入札参加申請書（別記様式）を、ファクシミリ又は郵送で契約管理課へ提出しなければならない。
(指名等)

第6条 前条の規定による申込みがあったときは、契約管理課長において第3条の規定に基づく資格の審査を行い、指名業者を選定するものとする。

2 前項の規定により選定された者にはその旨を、選定しない者にはその理由を付してそれぞれ通知するものとする。

3 既に発注した物品購入の履行に関し、不誠実な行為がある者は指名しない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(富士宮市物品購入公募型指名競争入札試行基準の廃止)

2 富士宮市物品購入公募型指名競争入札試行基準(平成25年10月20日副市長決裁)は、廃止する。